

令和8年度タクシーチケットの利用に関する契約に係る公募実施要領

令和8年2月27日

経済産業省
関東経済産業局
総務企画部会計課

「令和8年度タクシーチケットの利用に関する契約」の受託を希望する者は、以下のとおり「適合証明書」を作成の上、添付資料を添えて提出すること。

1. 業務内容

件名：令和8年度タクシーチケットの利用に関する契約

内容：関東経済産業局における職員の緊急用務等の発生時にタクシーが利用できることを目的として、乗車料金を現金払に代えて使用できるタクシーチケットを供給する業務を行うこと。

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和7・8・9年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有し、「役務の提供等」を選択した者であること。
- (3) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (4) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- (5) 公募実施要領に掲げる条件を満たす者であること。
- (6) 提出書類を下記5.(1)の期限までに提出しない者は、参加できないものとする。

3. 具体的な契約内容・契約要件

仕様書を参照すること。

4. 提出書類

募集期間中に次の書類を提出すること。

- ・適合証明書
- ・同証明書にて指示する添付資料

5. 適合証明書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和8年3月9日（月）12時00分まで

(2) 提出方法 次のいずれかの方法により提出すること。

①電子媒体での提出

適合証明書及び添付書類をメールにて送信すること。

なお、当省基盤システムの仕様により1通の容量に制約(10MBまで)があることから、1度で送信困難な場合には分割する等により適宜提出すること。

②紙媒体での提出

適合証明書及び添付資料を各2部(正1部、副1部)封筒に入れ、提出期限までに郵送又は持参をすること(期限までに提出先に到着しなかった書類は無効とする。)

なお、郵送する場合は、期限に余裕をもち、配達記録が残る形で郵送(提出期限日時必着)するものとし、郵送した旨をE-mail等で連絡すること。

(3) 提出先

住 所：〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

関東経済産業局 総務企画部 会計課(9階)

担当者：小原・入澤

電 話：048-600-0226

E-mail：bz1-kanto-youdo◆meti.go.jp

※メールを送信する際は◆を@に置き換えること

6. 適合証明書の無効

(1) 上記2. に示した参加資格のない者が提出した適合証明書

(2) 記載事項等が不明確である適合証明書

(3) 必要書類が添付されていない適合証明書

(4) 提出期限を過ぎた適合証明書

7. 契約相手先の選定方法

提出された適合証明書の全項目に適合した全ての者と契約する。

なお、適合証明書の内容が契約期間中に虚偽であること、又は履行されていないことが判明した場合、契約を解除する場合がある。

8. その他

(1) 本調達は、令和8年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前においては採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とする。契約先の決定や予算の執行は令和8年度予算の成立等が前提であり、今後内容等が変更になることがある。

(2) 契約の締結及び履行の際に、法令、基準、その他の国の方針が変更になった場合等、契約の適正な履行を図るため必要な書類等を求める場合がある。

(3) 本公募の結果、契約を締結してもタクシーの利用を保障するものではない。